

I-1

静岡県防災会議条例

制定	昭和37年10月15日	条例第42号
改正	昭和54年7月20日	条例第27号
	平成15年10月24日	条例第47号
	平成18年3月24日	条例第27号
	平成19年3月20日	条例第42号
	平成24年10月23日	条例第55号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第15条第8項の規定に基づき、静岡県防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 知事が指名し、又は任命する委員の定数は、40人以内とする。

- 2 前項に規定する知事が任命する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、知事が必要と認めるときは、第1項に規定する知事が任命する委員の任期を短縮することができる。
- 4 第1項に規定する知事が任命する委員は、再任することを妨げない。
- 5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第3条 防災会議に幹事51人以内を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第4条 防災会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長がこれを指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をこれに充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年7月20日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年10月24日条例第47号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴い増加した数を充当するため新たに任命された委員の任期は、改正後の静岡県防災会議条例第2条第2項の規定にかかわらず、平成16年10月14日までとする。

附 則(平成18年3月24日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第42号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月23日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

静岡県防災会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県防災会議条例（昭和37年静岡県条例第42号）第5条の規定に基づき、静岡県防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会議は、必要の都度会長が招集する。

2 会議の招集は、会議開催の場所及び日程並びに付議すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

(委員の代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員又は代理者が共に出席できない時は、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会議の決定)

第4条 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによるものとする。

(専決処分)

第5条 会長は、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

- (1) 静岡県地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。
- (2) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。
- (3) 市町村地域防災計画の修正について、知事に意見を具申すること。
- (4) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。
- (5) その他軽易な事項に関すること。

2 会長は前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

(書面による決議)

第6条 会長は、やむを得ない理由により会議の招集が困難であるときは、書面により委員の可否を伺い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- 2 第1項に規定する場合においては、第3条第1項の規定にかかわらず、委員の代理はこれを認めない。
- 3 書面による決議は、回答の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 部会の名称及び所掌事項は、次のとおりとする。

救助部会 災害応急対策計画に関すること。

施設部会 災害予防計画並びに水防に関すること。

- 2 会長は、必要と認めるときに特別部会を設けることができる。
- 3 部会は、部会長が必要と認めるとき招集し、議長となり議事を整理するものとする。
- 4 会長は、部会に出席し、発言することができるものとする。
- 5 第3条及び第4条の規定は、部会に準ずる。

(議事録)

第8条 会議については、議事録を作り、会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名押印しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、静岡県危機政策課において処理する。

附 則

この要領は、昭和37年12月14日から施行する。

この要領は、平成8年11月21日から施行する。

この要領は、平成13年4月2日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

静岡県防災会議委員の任命に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、静岡県防災会議条例（昭和37年静岡県条例第42条）第2条第1項の規定に基づき、知事が任命する委員の所属する機関及び役職について定めるものとする。

第2 市町及び消防機関の任命委員

知事が災害対策基本法第15条第5項第6号の規定により任命する委員は、次の表に掲げる機関の者とする。

機 関 名
静岡県市長会
静岡県町村会
太田川原野谷川治水水防組合
静岡県消防長会
公益財団法人静岡県消防協会

第3 指定公共機関または指定地方公共機関の任命委員

知事が災害対策基本法第15条第5項第7号の規定により任命する委員は、次の表に掲げる機関の役員又は職員とする。

(1) 指定公共機関

機 関 名
独立行政法人水資源機構
日本銀行
日本赤十字社
日本放送協会
中日本高速道路株式会社
東海旅客鉄道株式会社
西日本電信電話株式会社
日本郵便株式会社
日本通運株式会社
東京電力ホールディングス株式会社
中部電力株式会社
電源開発株式会社

(2) 指定地方公共機関

機 関 名
大井川土地改良区
静岡ガス株式会社
一般社団法人静岡県LPガス協会
伊豆箱根鉄道株式会社
静岡鉄道株式会社
一般社団法人静岡県トラック協会
静岡放送株式会社
一般社団法人静岡県医師会
公益社団法人静岡県看護協会
一般社団法人静岡県建設業協会
富士山静岡空港株式会社

附 則

この要綱は、平成6年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月26日から施行する。

静岡県災害対策本部条例

昭和37年10月15日 条例第43号
改正 平成8年3月28日 条例第31号
改正 平成17年3月25日 条例第3号
改正 平成24年10月23日 条例第55号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第8項の規定に基づき、静岡県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
(一部改正〔平成8年条例31号・24年55号〕)

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
4 副本部長及び本部員以外の災害対策本部の職員(以下「本部職員」という。)は、上司の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
(一部改正〔平成8年条例31号〕)
(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2 部に属する本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員又は本部職員をこれに充てる。
4 部長は、部の事務を掌理する。
(一部改正〔平成8年条例31号〕)

(方面本部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に方面本部を置くことができる。
2 方面本部に属する本部職員(次項において「方面本部職員」という。)は、本部長が指名する。
3 方面本部に方面本部長を置き、本部長が指名する方面本部職員をこれに充てる。
4 方面本部長は、方面本部の事務を掌理する。

(追加〔平成8年条例31号〕、一部改正〔平成17年条例3号〕)

(現地災害対策本部)

第5条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員及び本部職員のうちから本部長が指名する者をこれに充てる。
2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
(追加〔平成8年条例31号〕)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。
(一部改正〔平成8年条例31号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成8年3月28日条例第31号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月23日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。